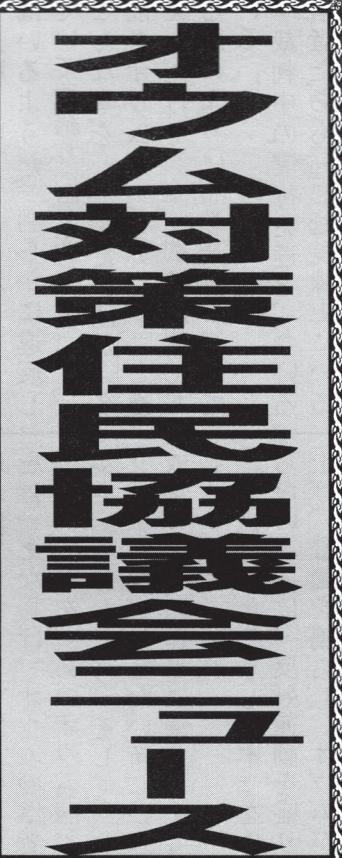


オウム真理教(現アレフ) 反対デモ集会・学習会

開催日：8月12日(日)

デモ集合時間 16:50(烏山区民センター広場)



鳥山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

**デモ終了後、PM6:15より学習会を烏山区民センターホール
にて開催いたします。**

「子どもをオウムに取られて」

～オウム信者の目線でお話をさせていただきます。

講師：永岡 弘行氏 オウム真理教家族の会代表（旧被害者の会）

講師 プロフィール

永岡弘行氏 ながおか・ひろゆき

オウム真理教家族の会代表

昭和62年大学生の息子が麻原彰晃を教祖とするオウム真理教に在家信者として入信し、平成元年家出(翌年帰宅)。尊師の生血を飲む修行のあり方や、全財産をお布施とするなどの経営方針に疑問を持ち、同年10月約80人でオウム真理教被害者の会を結成し、教団と交渉を開始。

同年11月顧問弁護士・坂本堤一家が行方不明となり、その救済活動にも力を入れる。

平成2年インドでチベット仏教教主ダライ・ラマと会見し、オウム真理教と無関係である事を確認。

平成7年1月4日自宅マンションの駐車場付近で何者かに神經ガス“V Xガス”を投与され、意識不明の重体となる。同年6月被疑者不詳のまま殺人未遂罪で刑事告訴。

オウムの何が問題か

オウム対策住民協議会

実行委員会議長 古馬一 行

募金ご協力のお願い

今まで、この運動を続けなければなりません。

オウム真理教が鳥山に転居してきて7ヶ月が経つ。我々は反対運動を進めているが、オウムの何に反対しているのだろう。地下鉄サリン事件やその他の殺人の実行犯は当局に逮捕済みで、今いる信者はどうした事件とは無関係かもしれない。しかし、事件後も教義は何も変わらず、今でも小菅の留置場にいる麻原から強い「念」を送つてもらっていると固く信じているのである。

鳥山の教団は規模こそ小さいが、上九一色村のサティアンと同じようになってきていて、G Sハイムの分譲所有している人達がいなかつたら、大要塞化していた事だろう。地下鉄サリン事件当時の法務大臣は、破防法の適用を決めたと言つていい。しかし、それが団体規正法になり、観察処分となってしまった。団体規正法でも集団で生活をする事は出来ない筈なのに、オウム側は50人程といつているが100人はいるようだ。明らかに違反していく取締りの対象だろう。こんな事をして来た教団が、名前をオウムから「アレフ」と換えただけで、全く別の団体であるかのように布教活動を行つてゐる。裁判中の実行犯達と、今いる信者たちも同じ延長線上にいると言う事は間違いないことだ。

オウムの新しい政策の中に施設公開がある。部屋の中を公開し、オウムの安全性をアピールするのが狙いだろう。公開の数日前から大掃除をし、数袋のゴミを出し、畳も十数枚を真新しい物に入れ替えて公開をする。何も無い部屋を見せられて、安心でしよう、と言われても我々の口から安全とはいえない。施設公開というオウムの広報活動に利用されたく無いのだ。公開では無かつたが、信者は麻原彰晃(松本智津夫)の写真を飾り、教団は殺人を容認する麻原のビデオの販売準備をしていた。教団はこれまで「危険とされた教義は破棄している」と言つていたが、それは嘘で、何も変わつてはいないのである。

この反対運動が盛り上がりながら歩き回るでしよう。そして、サリン事件など知らない新しい未成年の信者の獲得に乗り出します。

鳥山にまた不幸を作らぬように、反対運動を盛り上げ、警鐘を鳴らし、オウムが解散するか、鳥山から出てゆく

真面目な普通の人間がある日殺人を犯す。監視を続けているから安全が保たれるのであって、項目を離すと危険な集団なのである。

またこの反対運動の原資は皆様から頂く募金で貯っております。この「協議会ニュース」の発行にしても、デモ行進の備品購入にし、オウムの新規活動に対する資金を貯めます。皆様のご協力がなくては立ち行いません。皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

協議会活動報告

七月七日(土)企画部会

八月十二日抗議集会、学習会の講師等についての打合せ

八月十二日の決定事項についての話し合い

七月十六日(月)「協議会ニュース」6号発行

七月二十二日(日)企画部会実行委員会事前打合せ

七月二十五日(水)署名募金部初会合

七月二十八日(土)実行委員会抗議集会、学習会打合せ

七月二十九日(土)広報部会次号打合せ

七月三十日(月)広報部会「協議会ニュース」7号校正

副実行委員長 玉井良助

オウム裁判の行方

副実行委員長

玉井良助



●二月十六日、東京地裁は区に対し「信徒の住民登録を回復するよう」との決定をした。区は、この決定に即時抗告を行つた。

昨年十二月十九日、世田谷区内二ヶ所の出張所に計十三件の転入届けがあつた。ほぼ同一時刻・同一住所Ⅱにあった。南烏山六丁目G Sハイム烏山Ⅱにあります。アレフ)信徒十三人が老齢極まる手段方を弄して集団転入して来た事が判明確認された。

区は、オウムの区内進出は認めないという区の基本方針に基づき、いつたん受理した信徒十三人の住民票を三日後の二十二日に取り消し処分とした。二十五日信徒十三人(信徒側といふ)は区の処分を不服として、住民票削除処分取消・千三百万円の損害賠償等請求を主旨とする行政訴訟を東京地裁に提起したのである。この日より区と信徒側の間で法廷闘争が開始されたのである。以来半年以上経過後の今、ここでこの件を振り返ってみよう。

●四月二十日、東京高裁は、先の東京地裁の決定を破棄、区の住民票取消を認め決定をした。区は、この決定に即時抗告を行つた。

●六月十四日、最高裁は信徒側の申し立てを受けた東京高裁の決定を破棄、執行停止を認めた。信徒側はこの申し立てのほかに、東京地裁に行政訴訟(審理・係争中)も起こしており、訴訟の判断が認められず大変残念だ。本訴(係争中)で引き続き区の意見を主張して行きたかった。

八十万区民の先頭に立ち、オウム教団と法廷闘争している区を、住民協議会は引き続き最大限支援していく事を鮮明にしなければならないと思う。

大場区長は「今回の決定は、区の主張が認められず大変残念だ。本訴(係争中)で引き続き区の意見を主張して行きたかった」とのコメントを出した。

八十万区民の先頭に立ち、オウム教団と法廷闘争している区を、住民協議会は引き続き最大限支援していく事を鮮明にしなければならないと思う。

同紙についてのお問い合わせ：世田谷区南烏山6-22-14烏山総合支所内 電話03-(3326)1202・03-(3326)6134